

令和4年度

舟形ほほえみ保育園 園児募集

令和4年4月より、舟形ほほえみ保育園に新しく入所を希望される方を募集します。

※現在入所されている園児で、引き続き保育園を利用される方は申込みの必要はありません。

▼申込みに必要な書類／

①保育所等利用申込書 ②支給認定申請書 ③保育の必要性を証明する書類(保護者および同居する家族全員分)

保育の必要な事由	保育の必要性を証明する書類
ア. 就労	在職証明書または就労証明書
イ. 妊娠・出産	母子健康手帳(分娩予定日記載部分)の写し
ウ. 病気・障がいのある方	診断書または障害者手帳等の写し
エ. 家族を介護・看護している方	介護保険被保険者証等の写し
オ. 求職活動中の方	ハローワークの相談記録等の写し
カ. 学校に在学中の方	在学証明書等
キ. 育児休業中に既に保育所を利用して いる方で継続利用が必要な方	育児休暇の取得状況がわかるものの写し

10月より
助成範囲拡大!!

＜舟形町のぴのび子育てサポート給付金事業＞

町では、子育て支援を町の重点課題の一つとして、子育て中の家族を支援する事業を展開しています。

▼対象者・助成額／

・0～2歳児

NEW ①保育料階層が3、4-1、4-2の方の保育料を全額助成(右図参照)

NEW ②保育料階層が5の方の保育料を、第1子から半額助成、兄弟姉妹がいる場合は18歳以下の兄弟姉妹から数えて第2子以降は全額助成

③保育料階層が6、7の方の保育料を、18歳以下の兄弟姉妹から数えて2子目半額助成、3子目以降全額助成

NEW ④近隣市町村の幼稚園や保育園に入園しており、市町村所得割の額が97,000円未満の世帯の場合、全額助成(まずは問い合わせください)

・3～5歳児の給食費無料

▼支給の流れ／

一旦全額を納めてもらい、翌月助成金を支給します。

1. 当月分の保育料を納付(毎月25日振替)

※25日が土・日・祝日の場合は、その翌日。

2. 納付確認(毎月10日ごろまで確認)

3. 翌月の末日に支給

※末日が土・日・祝日の場合は、前日に支給。

▼保育料／通常保育料は次のとおりです。

※()内は、母子父子家庭、在宅障がい児(者)世帯

階層	保護者等の 市町村民税額等	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	町民税の均等割額課税世帯	16,000円 (5,800円)	15,700円 (5,800円)	0円	0円
4-1	1円以上 77,100円以下	25,600円 (5,800円)	25,100円 (5,800円)	0円	0円
4-2	77,101円以上 97,000円以下	25,600円	25,100円	0円	0円
5	97,001円以上 169,000円以下	34,000円	33,400円	0円	0円
6	169,001円以上 301,000円以下	48,000円	47,100円	0円	0円
7	301,001円以上	52,000円	51,100円	0円	0円

・年収360万未満相当の多子世帯・ひとり親世帯等の場合、保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にする兄弟等を保育料の多子軽減の算定対象としています。第2子については2分の1、第3子以降は無料となります。ひとり親世帯の場合、第1子については2分の1、第2子以降は無料となります。
・2人同時入所の場合、下の子どもは1/2に軽減されます。
・3人同時入所の場合は3人目からは無料となります。

▼申込み・問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎(32) 0655

▼申込み期間・方法／

11月1日(月)～19日(金) 舟形町健康福祉課へ提出(郵送不可)

▼申請書配布／10月22日(金)より健康福祉課窓口で配布。町ホームページからもダウンロードできます。

▼対象／令和4年4月1日に舟形町に住所を有し、保護者等が仕事や病気のため、家庭で保育できないと認められる生後6ヵ月経過した子どもから就学前までの子どもで保育を必要とする方。

ダウンロードは
こちら



▼保育時間／

午前8時30分～午後4時30分(日・祝祭日はのぞく)

ただし、保護者の就労時間(標準時間・短時間)にあわせて、午前7時～午後7時までの開所時間の中で保育を実施します。

◇「保育標準時間」…保護者のいずれもが、フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)。

◇「保育短時間」…保護者のいずれも、またはいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)。

▼認定申請／保育所等利用申込書とあわせて保育の必要性にかかる「支給認定申請書」の提出をしていただき、支給認定(2・3号認定)を受ける必要があります。支給認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当していることが必要です。

※未満児(0、1、2歳児)については利用定員に限りがあり、定員を超えた場合は、選考審査いたしますのであらかじめご了承ください。